

米沢市青果物地方卸売市場条例をここに公布する。

令和２年　３月　２４日

米沢市長　中　川　勝

米沢市規則第　２　号

米沢市青果物地方卸売市場条例

米沢市青果物地方卸売市場条例（昭和４７年米沢市条例第２４号）の全部を改正する。

目　次

第１章　総則（第１条―第７条）

第２章　市場関係事業者

第１節　卸売業者（第８条―第１１条）

第２節　買受人（第１２条―第１５条）

第３節　関連事業者（第１６条―第１８条）

第３章　売買取引及び決済の方法（第１９条―第３４条）

第４章　卸売の業務に関する品質管理（第３５条）

第５章　市場施設の使用（第３６条―第３９条）

第６章　管理（第４０条―第４３条）

第７章　雑則（第４４条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１項及び卸売市場法（昭和４６年法律第３５号）第１３条第４項の規定に基づき、地方卸売市場の設置及び管理並びに適正かつ健全な運営について必要な事項を定めることにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資することを目的とする。

（業務の運営の原則）

第２条　市長は、地方卸売市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他の地方卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（名称及び位置）

第3条 本市に地方卸売市場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 米沢市青果物地方卸売市場
- (2) 位置 米沢市中田町702番地の1
(取扱品目)

第4条 米沢市青果物地方卸売市場（以下「市場」という。）の取扱品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 主たる取扱品目として野菜、果実及びこれらの加工品
- (2) 従たる取扱品目として鳥卵、花きその他の加工品
(開場の期日)

第5条 市場は、次に定める日（以下「休日」という。）を除き、毎日開場するものとする。

- (1) 日曜日及び水曜日（水曜日にあつては、規則で定める日を除く。）
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 8月14日から同月16日まで及び12月31日から翌年の1月4日まで
の日（前2号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休日に開場し、又は休日以外の日に開場しないことができる。

（開場の時間）

第6条 開場の時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 卸売業者の行う卸売のための販売開始時刻は、前項の開場の時間の範囲内で規則で定める。

（市場関係者への周知）

第7条 市長は、第5条第2項の規定により開場の期日を変更しようとするとき、又は前条第1項ただし書の規定により開場の時間を変更しようとするときは、関係者に対し周知するものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売業者の数）

第8条 市場において第4条に規定する取扱品目の卸売業務を行う者（以下「卸売業者」という。）は、1社とする。

(保証金の預託)

第9条 卸売業者は、卸売業務の認定を受けた日から30日以内に保証金として100万円を市長に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ卸売の業務を開始してはならない。

(保証金の充当及び追加預託)

第10条 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金額の納付を怠ったときは、次項に規定する卸売のための販売又は販売の委託をした者の債権に優先して保証金をこれに充てることができる。

2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他の債権者に優先して弁済を受ける権利を有するものとする。

3 前2項の規定による充当のため保証金に不足が生じたときは、卸売業者は、市長の指定する期間内に不足金額に相当する金額を追加して預託しなければならない。

(保証金の返還)

第11条 保証金は、卸売業者がその資格を失った場合は、速やかに返還するものとする。

第2節 買受人

(買受人の承認)

第12条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を受けようとする者が卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは、同項の承認をしないものとする。

(名称変更等の届出)

第13条 前条の規定により承認を受けた者（以下「買受人」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。

(2) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。

2 買受人が死亡し、又は法人である買受人が解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(買受人の承認の取消し)

第14条 市長は、買受人が第12条第2項の規定に該当することとなったとき、又は次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その承認を取り消すものとする。

- (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。
- (3) 買受人が転業し、若しくは廃業し、又は長期間休業したとき。
- (4) 卸売業者から正当な理由がなく卸売を受けることがなくなったとき。

(買受人組合の届出)

第15条 買受人をもって組織する組合を結成したときは、その規約、役員の氏名及び組合員数を市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第3節 関連事業者

(関連事業者の許可)

第16条 市長は、市場業務の運営上必要があると認めるときは、市場内において市場の業務に関連する次に掲げる営業（以下「関連事業」という。）を行わせることができる。

- (1) 生鮮食料品等の保管、貯蔵及び配送
- (2) 市場関係者の業務に直接必要な用品の販売及び飲食の提供
- (3) その他市長が特に必要と認める営業

2 前項の関連事業を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可を受けようとする者が関連事業を行う者として必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは、同項の許可をしないものとする。

(関連事業者の許可の取消し)

第17条 市長は、前条第2項の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく前条第2項の許可を受けた日から30日以内にその業務を開始しないとき。
- (2) 正当な理由がなく引き続き30日以上その業務を休止したとき。

(関連事業の規制)

第18条 市長は、関連事業の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、関連事業者に対してその業務又は取扱品目の販売について必要な指示等を行うことができる。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第19条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引条件の公表)

第20条 卸売業者は、次に掲げる事項について、市場の見やすい場所に掲示する等の方法により公表するものとする。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し、出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金がある場合には、当該奨励金の交付の基準、種類、内容及び金額

(売買取引の方法)

第21条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法によらなければならない。

(販売方法の周知)

第22条 卸売業者は、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、市場の見やすい場所に掲示する等の方法により、市場関係者に周知しなければならない。

(異議の申立て)

第23条 せり売又は入札に参加した者が、そのせり落とし又は落札について異議があるときは、直ちにその旨を市長に申し立てることができる。

2 市長は、前項の申立てについて正当な理由があるとき、せり直し又は再入札を指示することができる。

(差別的取扱いの禁止)

第24条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人その他卸売を受ける者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限等)

第25条 卸売業者は、市場における卸売の業務において、せり売又は入札により卸売を行う場合は、買受人以外の者に卸売をしてはならない。

2 卸売業者は、前項に規定する卸売の方法以外の方法で、買受人以外の者に対して卸売をしたときは、市長に届け出なければならない。

(受託契約約款)

第26条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、受託契約約款を定めたときは、市場関係者に周知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(衛生上有害物品の搬入禁止)

第27条 市場関係者は、衛生上有害な物品を市場に搬入してはならない。

(売買取引の結果等の公表)

第28条 市長は、市場の取扱品目に属する生鮮食料品等に関し、毎開場日、販売開始時刻までに、その日の主要な品目の卸売予定数量を公表するとともに、当日卸売をした後速やかに、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

2 卸売業者は、当該卸売業者の取扱品目に属する生鮮食料品等に関し、その日の主要な品目の卸売予定数量を公表するとともに、当日卸売をした後速やかに、その日の主要な品目の卸売の数量及び価格を公表しなければならない。

3 卸売業者は、毎月10日までに、当該月の前月分に係る第20条第4号の規定により公表した委託手数料の種類ごとの受領額及び同条第6号に規定する奨励金の種類ごとの交付額を公表しなければならない。

4 前3項の公表は、市場の見やすい場所に掲示する等の方法により行うものとする。

(仕切り及び送金)

第29条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者に対してその卸売をした日から起算して3日（仕切金の支払について受託契約約款に定めがあるときは、その期日）までに、売買仕切書及び売買仕切金（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額（以下単に「消費税額」という。）を含む。第3項において同じ。）を送付しなければならない。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、等級、価

格、消費税額及び数量を正確に記載しなければならない。

- 3 卸売業者は、売買仕切金を現金、口座振込その他委託者が指定した支払方法により送付しなければならない。

(委託手数料の額)

第30条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けに係る委託手数料の額を規則で定める額以内であらかじめ定め、市長に届け出なければならない。当該手数料の額を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 市長は、前項の委託手数料の額が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるときその他不適切と認めるときは、卸売業者に委託手数料の額の変更を命ずることができる。

- 3 卸売業者は、第1項の委託手数料の額を市場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示する等の方法により、委託者に周知しなければならない。

(出荷奨励金の交付)

第31条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長の承認を受けて、出荷者に対して出荷奨励金（消費税額を含む。次項において同じ。）を交付することができる。

- 2 市長は、前項の承認の申請があった場合においては、当該申請に係る出荷奨励金の交付が卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給に資するものと認められるときは承認するものとする。

(買受代金の支払義務)

第32条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品を引き受けた後3日以内に買受代金（せり売又は入札によって買い受けた場合にあっては買い受けた額に消費税額に相当する額を加えて得た額とし、その他の場合にあっては消費税額を含む額とする。第3項において同じ。）を支払わなければならない。ただし、卸売業者が支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の特約は、他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであってはならない。

- 3 買受人は、買受代金を現金、口座振込その他卸売業者が指定した方法により支払わなければならない。

(完納奨励金の交付)

第33条 卸売業者は、卸売代金の期限内完納を奨励するため、市長の承認を受

けて、買受人に対して完納奨励金（消費税額を含む。次項において同じ。）を交付することができる。

- 2 前項の完納奨励金の交付が卸売業者に過当な競争による弊害が生ずることとなつてはならない。

（その他の決済の方法）

第34条 市場における売買取引の決済は、第28条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で決定した支払期日までに行わなければならない。

第4章 卸売の業務に関する品質管理

（物品の品質管理の方法）

第35条 卸売業者、買受人及び関連事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他食品安全に関する法令に即して品質管理を行わなければならない。

第5章 市場施設の使用

（施設の使用指定及び使用料）

第36条 卸売業者、買受人又は関連事業者が市場内で使用する用地、建物その他の施設（以下「市場施設」という。）の位置、面積、期間その他の使用条件は、市長が指定する。

- 2 前項の市場施設の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第37条 市長は、使用者の責めに帰することができない理由によって市場施設を使用できないときその他の特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（用途変更、転貸等の禁止）

第38条 市場施設についての使用の指定を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該市場施設の用途若しくは原状を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他者に使用させてはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（補修弁償）

第39条 市場施設を故意又は過失により滅失し、又は損傷した者は、その補修をし、又はそれに要する費用を弁済しなければならない。

第6章 管理

(事業報告書の作成及び閲覧)

第40条 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号）の定めるところにより事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売又は販売の委託をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(報告等)

第41条 市長は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人又は関連事業者に対し、その業務又は財産に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく報告又は資料の提出を受けて、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該関係者に対し、その業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を指示することができる。

(市場秩序の保持等)

第42条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為をしてはならない。

2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、取引参加者又は市場へ入場する者（車両を含む。）に対し、取引の制限、入場の制限その他適当な措置をとることができる。

(清潔の保持)

第43条 市場の利用者は、業務終了後、市場施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積する等常にその清潔の保持に努めなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、市場の利用者の全部又は一部の者に対し、日時を指定して市場内の清潔の保持のため清掃を命ずることができる。

第7章 雑則

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

(保証金の預託に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に卸売業務の許可を受けている者が施行日後に引き続き卸売業務の認定を受けた者となった場合で、この条例による改正前の米沢市青果物地方卸売市場条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項の規定により保証金を預託しているときは、この条例による改正後の米沢市青果物地方卸売市場条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第1項の規定による保証金の預託をしているものとみなす。

(買受人の承認に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第11条第1項の規定により承認を受けている者は、施行日に改正後の条例第12条第1項の規定による承認を受けたものとみなす。この場合において、当該承認を受けたものとみなされる者に係る承認の有効期間は、同日における改正前の条例第11条第1項の規定による許可の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

(買受人組合の届出に関する経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に改正前の条例第14条の規定により届出をしている買受人組合は、施行日に改正後の条例第15条の規定による届出をしたものとみなす。

(委託手数料額の届出に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際、現に改正前の条例第29条第1項の規定により届出をしている者は、施行日に改正後の条例第30条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

(施設の使用指定に関する経過措置)

- 6 この条例の施行の際、現に改正前の条例第34条第1項の規定により指定を受けている者は、施行日に改正後の条例第36条第1項の規定により指定を

受けたものとみなす。この場合において、当該指定を受けたものとみなされる者に係る指定の有効期間は、同日における改正前の条例第 3 4 条第 1 項の規定による指定の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

(使用料の減額又は免除に関する経過措置)

- 7 この条例の施行の際、現に改正前の条例第 3 5 条の規定により使用料の減額又は免除を受けている者は、施行日に改正後の条例第 3 7 条の規定により使用料の減額又は免除を受けたものとみなす。この場合において、当該使用料の減額又は免除を受けたものとみなされる者に係る当該使用料の減額又は免除の有効期間は、同日における改正前の条例第 3 5 条の規定による当該使用料の減額又は免除の有効期間の残存期間と同一の期間とする。

(市場施設の用途変更、転貸等の承認に関する経過措置)

- 8 この条例の施行の際、現に改正前の条例第 3 6 条ただし書の規定により承認を受けている者は、施行日に改正後の条例第 3 8 条ただし書の規定により承認を受けたものとみなす。

別表 (第 3 6 条関係)

種別	使用料の額
卸売人市場使用料	卸売金額の 1, 0 0 0 分の 3 に相当する額
卸売場使用料	1 平方メートルにつき 月額 1 4 3 円
買荷保管庫使用料	1 平方メートルにつき 月額 1 4 3 円
冷蔵庫使用料	1 平方メートルにつき 月額 4 4 0 円
卸売人事務室使用料	1 平方メートルにつき 月額 4 9 5 円
宿直室使用料	1 平方メートルにつき 月額 4 9 5 円
更衣室使用料	1 平方メートルにつき 月額 4 9 5 円

備考

- 1 使用料について、1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 2 使用料の額が月額で定められている使用物件に係る使用の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、これを 1 月として計算する。